

福祉サービス第三者評価結果の公表様式〔保育所〕

①第三者評価機関名

(福) 静岡県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

名称：長田ちびっこ保育園		種別：保育所	
代表者氏名：大島 一人		定員（利用人数）： 40名（36名）	
所在地：静岡市駿河区みずほ5丁目13-25			
TEL：054-258-6195		ホームページ： https://www.osadachibikko.com/	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：平成17年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社G・M・Sジームス			
職員数	常勤職員： 17名	非常勤職員	2名
専門職員	保育士 17名		
	園長 1名		
	栄養士・調理員 2名		
施設・設備の概要	1人あたり建物面積 16.45㎡	1人あたり園庭面積	3.25㎡

③理念・基本方針

【理念】

- 1) アットホームな雰囲気の中、信頼される保育を実践します。
- 2) 生活の中で、友達を思いやり、仲良く遊ぶ友達関係を育てていきます。
- 3) 一人ひとりの思いを大切に、愛情を持って接します。
- 4) 様々な体験を通して、自主性・協力性を培えるよう努めます。
- 5) 基本的な生活習慣が身に付くよう努めます。
- 6) 集団生活の中で、一人ひとりの能力を発揮させ、健康な体・健全な精神・豊かな情操を持った子供を育成します。

【基本方針】

- 1) 家庭や地域社会と連携を図り、保護者と子育ての悩みや喜びを伝え合い、みんなで育ち合う保育を目指します。
- 2) 子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動出来るようにすることで、健全な心身の発達を図ります。
- 3) 全ての保育士が一人ひとりの子どもを良く知り、関われるように話し合いをして、接していきます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 毎月、園外保育がある（12月～2月を除く）
- 2) 行事に合わせた製作を行い、家庭でも楽しんでもらえるよう工夫をしている。
- 3) ワンフロアを区切っていることで、普段の生活の中でも、異年齢の子どもと交流を図れる。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年5月22日（契約日）～ 令和5年12月15日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1回（平成30年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆ボトムアップが確立された園の体制

保育環境全般、また、保護者の意見や要望、職員からの提案等は一旦副園長に集約され、最終的な判断を園長に仰ぐ仕組みが確立しています。職員主体のボトムアップ体制が園の特徴であり、その職員主導型の保育スタイルにより、職員の意欲やモチベーションが向上しています。

◆「選ばれる園」になるための分析力

主に市や行政から情報収集を行い、園の経営課題に特化した分析を実施しています。地域の待機児童や入園状況、また、人口動態や女性人口の推移まで、保護者と子どもに「選ばれる園」となるために必要な分析をされています。職員の定着率の向上も課題の一つであり、自らも母親である職員にとって「働きやすい職場」を提供するための分析にも余念がありません。

職員とのコミュニケーションづくりを大切に、園長は全職員に1日少なくとも1回は声をかけ希望や意見等を聴取するなど相談しやすい体制を作っています。

◇改善を求められる点

◆事業計画と事業報告の関連性について

事業計画の内容は事業概要の要素が強く、目標達成に向けて職員が具体的に取り組むべき課題が明確にされていません。事業計画は、職員参画の上で策定することで理解を促し、適切な評価と見直しが定期的に行われることが望めます。事業報告は、結果として実施状況の把握はできますが、事業計画との関連性においては希薄な内容となっています。P(計画)→D(実行)→C(評価)→A(改善)のサイクルを徹底させることが期待されます。

◆規定類の整備

園にとって当たり前の事や職員間での常識、普段あまり起こらない事など、口頭での説明や判例で済まされている点が散見されます。子ども、保護者、職員にとって必要な記述に漏れがないかについて、規定やマニュアルを改めて見直すことが望まれます。

なお、個々の規程やマニュアル等には、いつ策定したものかあるいは改正したものかが分かるように、年月日を必ず記載するよう整備をすることが求められます。

◆職務分担の見直し

園内業務に関して、副園長のサポートを担う人材を本格的に育成することを前提にした職務分担の見直しを行うことが求められます。

◆運営規程に定めているサービス内容にある一時保育あるいは病後児保育に関する定めや文書等の整備が不十分です。対象者がいなくとも実施するサービスについての内容や利用料金も園のしおりや重要事項説明書等に明示し、利用者への情報提供を行うことが望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者の目線で、調査、評価をして頂いたことで、自分達ではなかなか気づくことができない課題や問題点、不足していることを改めて発見できました。

今回は、2回目の第三者評価ということもあり、前回とはまた違った気づきを得ることができたことも大きな収穫でした。

認可保育園になってから丸8年が経過しました。
最近、保育園において痛ましい事件や事故が起こることも多く、職員一同緊張感を持って、日々の保育園運営にあたっております。
よりよい保育運営を目指すうえで、定期的に自分たちの保育を見直し、次に繋げていくことはとても大切な事だと感じております。
今回の第三者評価を一過性のものに終わらせることなく、日々の具体的な業務の改善につなげていきたいです。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

・ a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を自指す際に自安とする状態

・ b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態

・ c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>園の主たる理念は「アットホームな雰囲気の中で、信頼される保育を実践する」であり、ホームページ等に理念と具体的な方針が記載されている。理念に沿った支援となっているかについて、月1回の職員会議で副園長を中心に日常を振り返り、気づきを共有して改善につなげている。入園時に配布される「入園のしおり」に記載があり、オリエンテーションで保護者に周知する機会がある。保護者から届いた「アットホームな園である」とのコメントにより、理念に沿った支援であることが証明されている。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、主に市や行政から情報収集を行い、園の経営課題に特化した分析を行い書面が作成されている。子どもについては、待機児童や入園状況、また、人口動態や女性人口の推移まで幅広く分析されている。職員の定着率の向上も課題の一つであり、自らも母親である職員にとって「働きやすい職場」を提供するための分析もされている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <p>課題である「職員の定着率の向上」については、対応含め職員会議等で周知している。取組としては、有給休暇を5分単位で取ることが可能で、職員が諸事情に臆することなく働けるように配慮されている。ノーコンタクトタイムを導入し、色で分類された職員のネームプレートを掲示することにより、毎日の勤務状況を明確化している。結果として、状況に応じた協力体制が取られている。職員が心と身体に余裕をもって働けるように、いつでも先輩職員に相談ができる環境にある。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>中長期的な目標は、「認知度の向上を目指してプロモーションを拡大し、選ばれる園になるための評価を得る」であるが、目標達成に向けた具体的な取組内容の書面化としては十分でない。園長は、中長期計画と単年計画の関連性や仕組みについて理解が曖昧であったことや課題について達成期間などで振り分ける作業が不十分であることなどを真摯に受け止めている。今後は、職員参画の上で園の課題の抽出を細部まで行い、早急に具体的な取組内容を示した計画の策定に着手する考えを示されている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画が単年度の計画と同等の位置付けであるが、内容は事業概要の要素が強く、中長期的な目標達成に向けた具体的な計画は明確にされていない。園の課題を明確に周知したうえで、達成期間や達成数値に合わせた中長期計画を策定し、単年度の計画に関連付けることが望ましい。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業報告により、結果として実施状況の把握はできているが、事業計画において、職員が日常の保育で具体的に取り組むべき課題が明確にされていない。職員参画の上で具体的な課題や目標を設定することで理解を促し、組織的な評価と見直しを定期的実施されることが望ましい。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページや開示ファイルで公開し、入園説明会等で周知している。保護者会は開催していないが、年度末には1歳児の保護者が園の「運営委員会」に出席されている。「運営委員会」には第三者委員と主任以上の職員の出席があり、年度の事業報告を行い質疑応答で保護者の意見や要望を伺う機会がある。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>保育内容に特化した「自己チェックリスト」を年2回実施し、職員が各々で自己分析を行っている。記述欄に「チェックを付けて感じたこと」や「後半心がける事」を個々の言葉で記入し、毎回振り返りを行っている。職員が自分に対する自己評価した結果を集計分析するなかで、園全体で取り組むべき課題や問題点を把握し、その改善に向けた取組が行われており、質の向上に向けた取組が組織的に実施されている。</p>		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>第三者評価受審年度以外の年度は、保護者へのアンケートで「施設評価」を実施し、園からの目線と保護者からの目線を評価結果からすり合わせている。結果として、思い違いや温度差を減らす効果が得られている。反省点としては、決められたレポートラインの徹底や報連相が不十分な点、保護者とのコミュニケーション不足などがあり、今後の改善点が明確にされている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>園長は外商関係、副園長が園内統括と役割が明確に分類されており、職員の理解も得られ機能している。一方で、園長の立場や考え、責任の所在は書面等で明確に示されていない。園長の考え等はホームページ等で公表し、運営規定などで園長の責任の所在を明文化しておくことが望ましい。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>園長はリーダーとして園内の諸規程を把握し、福祉関係法令や地域のルールには常に注視している。業務上必要な法令などは、会議等で職員に周知しているが、地域のルールや人としての倫理に関する周知は不十分な点がある。保護者とのコミュニケーションを図る上で理解しておく必要があるルールに関しては、職員が同様に理解しているか等を確認する機会を定期的に設けることが期待される。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、対外交渉や地域交流などの園を取り巻く環境を把握し統括する役目を担っている。保育環境、また、保護者の意見や要望、職員からの提案等を副園長が把握し、詰めた内容が園長に報告されている。現場から上がった提案を園長が承認するボトムアップ体制が園の特徴で、その職員主導型の保育スタイルにより、職員の意欲やモチベーションが向上している。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は、経営課題に関する情報収集や状況把握、また分析も細かくされている。近隣における課題は、園駐車場付近で自ら交通整理を行い解決されている。園長の寄り添う姿勢により、近隣との良好な関係性と園への理解が得られている。副園長が保護者への対応含め保育全般を統括するなど、適材適所の業務分担が園全体の統率と円滑な業務に繋がっている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p>保育士の有効的な確保を目的に、近年では園の理念やコンセプトに見合った養成校から実習生を受入れる傾向にある。実習ではアットホームな園の魅力を伝え、入職前後で温度差が生じないようにありのままの保育スタイルで実習を行っている。実習生の確保の観点から、「園の理念や方針に沿った保育実習について」や「人材確保を視野に入れた実習生との関わり方」などを具体的に示した受入れマニュアルの作成を次のステップとしたい。定着においては、働きやすい職場に向けた有給休暇の取得や協力体制が実施されている。</p> <p><コメント></p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>園では、自ら挨拶ができる人、ルールを守る人、正しい言葉使いができる人など、「礼儀をわきまえている人」を求めている。入職後は、ベテラン職員と組んでクラスを持ち、現場で経験に合わせた指導（OJT）が実施されている。年度末の「自己・能力評価」では、副園長が全職員と面談を行い、今年度の評価と振り返りから改善点について話し合っている。同時に待遇などに関する意見や要望を聞き取り、できる限りの対応をしている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>働きやすさへの配慮としては、主に、5分単位で有給休暇の申請が可能な点や現場職員の声をもとに定期的に福利厚生を変更している点などが挙げられる。現場においては、新任職員はベテラン職員の指導下であり、直ぐに相談ができる環境がある。正規職員とパート職員との情報共有を徹底することで、同様の意識形成がなされ働きやすさに結びついている。人材確保の観点から保育実習や面接の際には、園の魅力である「働きやすさ」を十分にアピールしている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>育成に関する基本的な考え方は、「周りの声に耳を傾けながらも、自分の思いを素直に伝えられるようにすること」である。自己を十分に発揮しながら、子どもや仲間を大切に、協力し合う姿勢は、副園長はじめベテラン職員が見本となっている。職員個々のスキルアップにつながる年間計画「職員の資質向上のための研修」が策定されている。副園長との面談は年2回実施しており、目標達成具合や進捗状況を確認している。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>保育の質の向上に向けた課題として、外部研修の確保と園内研修の見直しを挙げている。具体的な取組としては、外部研修は階層別に必要な研修を満遍なく振り分け、園内研修は日常の保育に直結する研修を必要な時期に実施されている。課題を成し遂げるための研修計画が組まれており、計画通りの研修参加が遂行されている。同様の保育となるように、研修内容は職員全員で共有している。研修内容等についても、職員の意見や要望を聞いて見直し次の研修計画に反映させている。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職員全員が十分な研修に参加するための人員確保も保育の質の向上における課題の一つとしている。職員全員が十分な研修機会に恵まれているとは言い難いが、職員一人ひとりの資格取得状況や研修受講歴等をもとに研修計画を立て、研修参加について配慮している。研修参加者から他職員への研修内容の伝達は徹底されており、研修成果の評価・分析がされ次に研修計画に反映されている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>実習生の入職は園の希望するところであり、養成校とは密に連携して受入れている。アットホームで働きやすい園の魅力を現場で伝え、入職前後で温度差が生じないようにありのままの保育スタイルで実習を行っている。案内パンフレット等で「保育実習に対する園の基本姿勢」を外部に伝え、同時に受入れマニュアルで保育方針について具体的に示すことが望ましい。指導者に対する研修は、副園長がスーパーバイザーとなり、主任クラスの職員に指導している。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>ホームページの開示情報において、重要事項説明書、個人情報保護、事業計画及び報告、収支決算報告、苦情に関する要綱及び報告、園内施設評価の結果を公開している。「入園のしおり」には、園の理念や基本方針、苦情処理窓口から解決までの流れ、園で実施する地域行事の案内や近隣との関わり方などが保護者にわかりやすく記載されている。園の入り口には、「第三者評価受審証明書」が掲示されている。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>「職務分担表」が職務分掌の位置付けで、職員配置別に役割と責任が明文化されている。「従業員就業規則」に「賃金規定」が付属され、公正な施設運営が行われている。事務、経理、取引などは、定期的な公認会計士監査で適正度を確認している。一方で、内部で決定される職務分担量が適切であるかについては、適正レベルを測る内部牽制の仕組みを構築することが期待される。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>地域の子育て支援の一環である「おしゃべりサロン」では、地域の親子を園に受入れ、定期的な交流の機会が得られている。また、一時預かり保育では、同年令の地域の子どもと園児が日常的に交流している。当園は乳児の園であり、地域に出向いて積極的に交流するには困難な面があるが、散歩などの際に職員が近隣住民と挨拶や会話を交わすことで大人との交流体験ができています。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>コロナ禍においては、要請もなく園も受入れを自粛していたが、地域の中学生や高校生の職場体験は積極的に受入れる方針である。行事開催の折には、地域の民生委員が手伝うこともある。受入れ体制を確立するための必須事項である、「受入れの対象となるボランティアの種類や定義について」は明確にされていない。園にとって必要なボランティアについての意義や受け入れ手順等のマニュアルの整備が求められる。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>行政機関や警察署、病院や学校関係などの必要な関係機関の連絡先は、事務室の見やすい場所に掲示されている。役割を担っている職員が連絡先を把握しており、迅速な連絡が行える体制となっている。連携ミスや遅延が起こらないように、副園長が全体を網羅して統括している。特別な支援を必要とする子どもについての情報共有や、児童相談所などの関係機関との連携を図り、必要に応じて連絡し合える体制になっている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>子育て支援計画の一環として、園庭の開放や遊びの提供、また、子育て相談などを行い、園が身近な存在となるように努めている。園の設備を活用し、地域交流の場とすることで、地域の福祉ニーズの把握に取り組んでいる。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>地域の子育て支援協議会主催の「おしゃべりサロン」に参画し、園では季節に合った行事を月1回程度開催している。「おしゃべりサロン」を通して地域の親子を園に受入れることで、地域交流の機会が定期的に得られている。一時預かり事業も地域の求めているところであり、可能な限り受入れを行う方針である。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>「入園のしおり」には保育理念として子どもを尊重した保育について記載があるが、具体的な関わり方や定義は示されていない。職員と保護者が、「子どもを尊重した保育」について同様に理解し意識を共有できる書面として、倫理綱領や規程等を策定することが求められる。また、人権に関わる重要な部分である「宗教や文化の違いによる対応」については、プライバシーへの配慮などのマニュアルの中で明文化することが求められる。職員が、園の生活の中で思いやりや尊重し合う言動を行うことで、子どもが自然に学ぶ機会が得られている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>保育園でありがちな場面について、具体的な事例に関する対応方法を「プライバシーへの配慮」に記載している。「プライバシーへの配慮」において、プライバシー保護と個人情報管理のそれぞれの定義を明確に示し、子どもと保護者の心に配慮する部分に特化した具体的な内容が記載されている。子どもの羞恥心への配慮として、トイレにおける具体的な方法や設備の工夫についての取組は十分とは言えない。また、関連のある規定やマニュアルについての見直しが期待される。書面での周知や研修や会議等で説明を行い、職員の理解は得られている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>園選びの保護者の見学は随時受入れており、園の特徴や魅力をタイムリーに伝えている。園をより良く知ってもらうために、ホームページを紹介したり、パンフレット等を手渡ししたりしている。パンフレットや入園のしおりは、カラーやイラストを施してわかりやすく工夫されている。保育園にはそれぞれの特徴があり、我が子に合った園を見極めてもらう意味で、施設長は保護者に他の園の見学も勧めている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>保育の開始や内容については「重要事項説明書」に記載があり、さらに詳細な説明が「入園のしおり」に記載されている。「入園のしおり」には、園での生活に関する細かな事項について、イラストや色分けを施してわかりやすく工夫されている。入園時のオリエンテーションで説明を行い、質問等には丁寧に対応している。保育の変更に関しては、状況に応じた説明を行っている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>保育所等の変更にあたり、進級等する他園に対して必要な時には、保育の継続性を配慮して伝達しているが、園としての保育所等の変更や保育所の利用が終了したときの保育の継続性に配慮した手順や引継ぎ文書等の定めは示されていない。また、その後の相談方法や相談担当者などを記載した文書を発行するなど、定めも含めたマニュアル等の整備が不十分である。マニュアル等で園としての取り組みを定め、適切に実行するのが求められる。</p>		

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日々の保育のなかで、子どもの意向や保護者の意見や要望等を把握するように取り組んでいる。定期的に面談・参加会を年2回、アンケートを年1回実施し、利用者満足について把握した内容を副園長のもとに集計・課題等の整理を行い、リーダー会議等で分析検討している。最終的に職員会議において話し合い、改善すべきものは具体的に取り組んでいる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決に関する規程及び苦情解決の流れが策定されている。保護者には入園時にしおりのなかに「意見・要望等を解決するための窓口について」また重要事項説明書に要望・苦情等に関する相談窓口が記載され、配布説明されている。ここ1～2年は申出がないが、受付、記録等定めにより適正に対処する体制は整っている。苦情内容や解決結果は、申出者に配慮したうえで事業報告やホームページに公表している。特にホームページは四半期ごとに公表している。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>保護者が相談や意見等を述べやすいように、意見箱の設置や相談窓口について文書を配布し説明している。お迎えの際の保護者との会話や相談等についてプライバシーと絡めて他人の耳や目のない所、時間を選ぶよう配慮しているが、相談専用の部屋やスペースはなく、相談をしやすい意見を述べやすいスペースの確保等の環境としては十分ではない。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>日々の保育の提供の中で、保護者からの意見要望や相談等しっかりと受け止めるよう努めている。意見箱の設置やアンケートの実施など積極的に把握する取り組みを行っている。相談や意見要望等については、受け付けた内容等は、定められた様式により記載され、受付担当者から責任者である園長のもとで検討している。申出者に報告を行い、関係職員等には回覧で周知されている。時間を要する場合にはその旨を申出者に伝え、結果のお知らせは、全保護者に改善に向けての取り組みなど書面で伝えている。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p><コメント></p> <p>危機管理マニュアルがあり、災害、火災、事故、事件などあらゆる危機に対し場面ごとについて指揮権の順位や発生時の対応、予防について迅速に対応するため具体的に記載されている。また、分かりやすい手順をフローチャートで示し、職員に周知している。子どもの安心と安全を脅かすヒヤリハットの事例を収集し、クラスごとに話し合っている。職員会議で周知確認を行い、改善や発生防止に取り組んでいる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症対応マニュアルが整備され、感染症について疑われた場合や発生した場合の対応の手順や防止に向けた注意点等が示されている。発生時の対応フローチャートで分かりやすい手順を示し職員に周知している。リーダー会議で話し合い、情報の共有化を図っている。園内研修で感染症について必ず取り上げ、質の向上に努めている。保護者への情報提供は、メール配信で伝えるなど適切に行われている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>災害時の対応については、危機管理マニュアルが整備されている。地震、津波、火災、台風、風水害、落雷等における対応と予防について具体的に示され、対応や体制が決められている。災害発生時の子どもや職員の安否確認についても場面ごとに方法や家族への引継等の手順等が示され周知されている。食料や備品等の備蓄については、リスト化し管理者が管理している。消防計画はじめ自主防災体制を整え、毎月1回避難・消火等の訓練を計画的に実施している。消防署への届出については、防火管理者変更届はしているが、消防計画についての変更届等が未実施である。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>「乳児保育手順マニュアル」が整備されている。子どもの尊重や権利擁護に関わる姿勢を明示した保育の標準的な実施方法が文書化され、職員全員に配布している。標準的な実施方法も職員全員に配布され、園内研修や日々の活動の中で個別的な指導が行われ、周知徹底されているが、実施方法が適切であるかを確認する仕組みは整備されていない。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>毎月実施されている月間指導計画、週案等の見直しの折、標準的な実施方法について反映すべき内容があれば見直しがされるが、検証・見直しの時期やその方法（子ども等や職員の意見提案を反映する等も含め）が組織的に定められていない。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <p>児童票等から子どものや保護者のニーズを把握し、クラスごとに職員の話し合い、必要に応じて児童相談所、病院等の意見を聞いてアセスメントが行われている。月の終わりに年間指導計画をもとにしたクラスごとの月案・週案・個別の指導計画を作成し、リーダー会議等を経て園長・副園長等が確認をしている。アセスメントに基づく個別的な指導計画の作成については、一連の手順等を示した定めは十分ではない。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>児童票等から子どものや保護者のニーズを把握し、クラスごとに職員の話し合い、必要に応じて児童相談所、病院等の意見を聞いてアセスメントが行われている。月の終わりに年間指導計画をもとにしたクラスごとの月案・週案・個別の指導計画を作成し、リーダー会議等を経て園長・副園長等が確認をしている。アセスメントに基づく個別的な指導計画の作成については、一連の手順等を示した定めは十分ではない。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの状況等は統一された様式によって記録されている。個人ごとに保育経過記録票に記録されている。職員間で記録の仕方に差異が生じないように副園長が一つ一つ指導し、職員会議等で共有化を図っている。早番、遅番は園務日誌に伝達事項を記録し、それをクラス全員が確認している。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>「個人情報保護方針」や「個人情報管理規程」があり、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供等の個人情報管理について定め、個人情報管理責任者、個人情報管理者を定めている、定期的に職員を対象とした個人情報管理に関する再確認を行うとともに研修等で取扱いの指導を行っている。保護者には、「入園のしおり」で個人情報について説明し、重要事項説明者の説明の際に同意書をとっている。</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は、条約、法、指針等の下に、園の理念や目標に基づいて作成している。全体的な計画は、リーダー会議で前回の見返り等を確認して検討評価し作成している。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
<p><コメント></p> <p>建物は一戸建ての平屋で、一つの広いフロアを0歳児、1歳児、2歳児がそれぞれ生活するコーナー（部屋）として低い棚で仕切られており、事務室から全体が見渡せるようになっていいる。室内は温湿度計を設置し、定時にチェックしており適性を確保している。手洗い場やトイレも清潔に保ち、手洗い洗浄液の泡ポンプは子どもが使用し易いものを設置するなど環境を整えている。トイレについては、年齢に適した大きさの便器を整備しているが、便器の間の仕切り等についてプライバシーを含めて配慮等が十分でない。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもへの支援は、個別指導計画に記載された支援内容をもとに行っている。日々の保護者との会話等から発達過程や家庭環境等を把握し、基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。外へ出かけるために靴を履くのが遅い子供への接し方など、職員間の共有化を図りきめ細やかな関わりや支援を心がけている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>年間指導計画等に子どもの発達状況に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう明記され、計画に沿って援助している。園の保育理念の一つである「様々な体験を通して自主性・協力性を培えるよう」に、子どものやろうとする気持ちを育むことを大切にしている。また、自然とのふれあいや外出時に得られる地域の人たちと接する機会等を体験できるように、工夫し取り組んでいる。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>年齢にあった玩具や絵本等が整備されており、収納棚は子どもが自分で取り出せるような高さに配慮工夫されている。園外あそびが月1回あり、海浜公園や神社、動物園等に出かけて自然に触れたり、動物等を見たりしている。季節に対応した行事も多彩に開催され社会体験等が得られる機会がある。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>乳児期は発達が著しく、個人差が大きいいため、月齢に応じて一人ひとりの子どもの状況に応じた生活や遊びに配慮している。クラス担当の保育士同士が協働し、全体の保育士や栄養士等と連携を図り、専門性を生かした対応を行っている。また、保護者との連携を密にして信頼関係に努め、保育内容の充実に取り組んでいる。</p>		

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>1・2歳児については、健康、生命、人間関係、言葉、環境、表現等の視点のもとに月案、週案、個別保育計画を職員が話し合いながら作成している。子供が安心して自発的な遊びや活動ができるように、職員間で協力して保育内容を高めている。</p>		

A⑧	A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 非該当			
A⑨	A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<コメント> 障害のある子どもや気になる子どもについては、子どもの状況等を把握し保護者との連携している。必要であれば専門機関等とも連携を得て個別の指導計画を作成し、必要な保育を行っている。研修も積極的に受け、保育園全体で共有しようと努めている。建物や設備については、玄関の階段や各クラスの入口の戸など、障害のある子どもが安心して生活できる環境としては十分でない。			
A⑩	A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 非該当			
A⑪	A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<コメント> それぞれの子どもの在園時間や一日の生活のリズム等を考慮し、午前中に園内、戸外・園外活動など園設定の活動を行い、給食、午睡そしておやつの時間を持ち、降園時間までは自由遊びを行う保育内容としている。子供が安心して心地よく過ごせるよう、職員体制、保護者との連携に配慮した取り組みを行っている。特に早番遅番の職員との正確な情報の伝達は、漏れの無きよう徹底している。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫	A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント> マニュアルに沿い子ども一人一人に対して適切な健康管理を行っている。また、子どもの健康状態に関する情報は職員に周知共有されている。保護者からの健康に関する必要な情報は連絡ノート等で収集し、保護者に対しては園の取組について周知している。乳幼児突然死症候群（SIDS）については、パンフレットを入園時に配布して説明している。なお、子どもの健康管理に関する一括したマニュアルとして整備されたい。			
A⑬	A-1-(3)-②	健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<コメント> 内科検診（年2回）・歯科検診（年2回）の結果は、記録保存され、保護者にはその結果を知らせ確認をもらっている。結果は職員にも周知され今後の保育に反映させている。			
A⑭	A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント> アレルギーがある子どもに対しては医師の診断書をもとに、除去食を提供している。お盆（トレイ）や皿の色を変えて誰が見ても一目でわかるように配慮している。アレルギーに関する研修会には参加し、情報の共有ができるよう伝達や報告の場がある。<コメント>			
A-1-(4) 食事			
A⑮	A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 食に関する取り組みが、全体的な計画や指導計画に位置付けられている。行事食や郷土食を出すなどして食事を楽しむ取り組みをしている。子どもの発達に合わせて、おかわりをすることで達成感を持つようになるよう量を加減するなど配慮している。玄関には、当日の給食を展示し、食材の大きさや量などを知らせるとともに、レシピを提示するなど、保護者に対して食を通した取り組みを行っている。			

A⑩	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>衛生管理マニュアルがあり、衛生管理の体制は確立している。季節感のある野菜等を取り入れた行事食など工夫をし、おやつは手作りを心掛けている。残食等日々の状況は保育士、栄養士、調理員で確認し、子どもの様子等の分析が行われている。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>連絡ノートで園での様子を知らせたり、家庭での様子等を記入して相互の理解連携を図っている。日々の送迎の際の対話をはじめ、年2回の面談、保護者が保育現場を直接体験する保育参加の実施など相互の理解や情報交換を図る取り組みを積極的に行っている。必要に応じその内容等については記録し、職員間の共有として取り組んでいる。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>登園や降園時の保護者のコミュニケーションづくりを重視している。降園時などには園長・副園長等も事務室から玄関等に出て気軽に相談できるよう心がけるなど、保護者が安心して子育てすることができるよう取り組んでいる。相談内容は記録され、必要に応じて主任、副園長、園長と助言を得て適切に対応するなど支援体制も確立している。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p><コメント></p> <p>保育園の運営規程に虐待防止のための措置として取り組みを定めている。園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため副園長を責任者として職員への研修等の実施などを行うとしているが、発見した場合の通報の義務や園としての対応についてマニュアルなど整備し職員への周知などはされていない。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>職員一人一人が、年2回の自己評価チェックリストにより、自分自身の評価と園に対する自己評価を行い、チェックをつけて感じたことや心がけることなど自己分析し保育実践の振り返りを行っている。職員一人一人のチェック内容で園に対する評価の点数が高い事項については、各クラスごとに話し合いをし職員会議で検討し、改善や専門性の向上につなげている。また、保育園全体の保育の質の向上にもつなげている。</p>		